

第5回史跡広島城跡保存活用会議 要旨

1 会議名称

史跡広島城跡保存活用会議

2 開催日時

令和5年12月19日（水） 13：30～16：00

3 開催場所

広島市役所本庁舎14階 第7会議室

4 出席委員等

(1) 委員（敬称略）

三浦正幸（座長）、三宅正浩、今川朱美、中越信和、内田和信、中井均、西形達明、鈴木康之、戸田常一

(2) オブザーバー

浅野啓介（文化庁文化財第二課）、西隅祐介（広島県教育委員会文化財課）、児高静博（広島城館長）、篠原達也（広島城主任学芸員）

(3) 事務局

広島市市民局 文化スポーツ部長、文化財担当課長、広島城活性化担当課長
株式会社パスコ

5 議題（公開）

史跡広島城跡保存活用計画素案について

- (1) 第8章 活用の方向性と方法について
- (2) 第9章 整備の方向性と方法について
- (3) 第11章 運営・体制の方向性と方法について
- (4) その他

6 傍聴人の人数

2人（報道関係者を除く。）

7 会議資料

資料1 史跡広島城跡保存活用計画素案（第8章）

資料2 史跡広島城跡保存活用計画素案（第9章）

資料 3 史跡広島城跡保存活用計画素案（第 11 章）

参考資料 1 史跡広島城跡保存活用計画の概要

参考資料 2 史跡広島城跡保存活用計画素案(第 6 章「大綱と基本方針」)

参考資料 3 第 1 回史跡広島城跡保存活用会議石垣部会配布資料(抜粋)

参考資料 4 令和 5 年度第 1 回広島城天守の復元等に係る検討会議について

8 発言要旨

(1) 第 8 章 活用の基本方針 について

計画素案 第 8 章「活用の基本方針」について、事務局より説明を行った。

(三浦座長)

資料は事前配付しているので、皆様方でもう既に御意見をされた方もいらっしゃると思うが、この場で御意見質問等があればお願いしたい。

(文化庁 浅野調査官)

それぞれの章というのは、第 5 章「現状と課題」があって、それぞれに保存の課題、活用の課題、整備の課題というのが書いてあって、それを解決するための章なので、そういうところを相互に見ながらやらないといけないところがある。簡単に、今までどんな課題があったのかということを活用の面で教えていただきたい。

(事務局)

これまで史跡広島城跡の現状と課題という形でまとめさせていただいた。基本的には保存管理の現状と課題、活用の現状と課題、整備の現状と課題、様々な課題があるが、まず基礎的な調査研究が不足しているということ、その状態で整備が進んでいる、あるいは過去に整備が行われている部分が多いということ、それらが事務局の考える一番大きな課題となっている。

まずきちんと調査・研究できる体制を取り、それに基づいた形でそれぞれの整備・活用を進めていこうというのが一番大きな柱になる。それらを現状と課題ではおさらいさせていただいた。それに基づいて大綱と基本方針を定めているが、何をどこからどういう順番で実施していくかということまで、本会議において詳細に定める、あるいは皆様に御意見をいただくということまで至っていないところもあるので、それらについては、先ほど読み上げた史跡広島城跡整備基本計画の改定に、本活用計画策定後、速やかに移っていく形にしたいと考えている。整備基本計画の策定に当たっては、このまま委員の皆様の御協力をいただきながら、保存活用会議を開催し様々な御意見をいただいて策定を進め、それらの中で具体的な整備の実施スケジュールや実施のタイミング、そのために必要な基礎的な調査研究について検討していければと考えている。事務局からは以上である。

(三浦座長)

第5章は参考資料1の方に各場所に分けて若干のメモがあるが、ただ今の調査官からの質問だと、課題の方だが、まだこの第5章自体の印刷物が配布されていないので記憶に基づいているが、今ここに課題がいくつか挙げてあるが、こういった課題の中で特にこれは重大であるとか、何とかしなければいけないことであるとか、そういうところをかいつまんで説明いただいてもよろしいだろうか。

(事務局)

史跡広島城の史跡内、史跡外も含めて地区ごと、エリアごとに現状と課題をかいつまんでいるのがA3の資料になる。本丸の上段においては、復元天守について現行の耐震基準を満たしていない状態であることが明らかになっているので、令和7年度後半に閉館を予定している。それに対して、その後どのような形で整備を進める、あるいは復元や補強を進めるのかについての検討も随時行っていく必要がある。それに当たっては周辺部の埋蔵文化財調査が必要になるであろうということも予想されているが、それらについて詳細は整備基本計画の中で定めていく予定にしている。

次のエリアとして、本丸下段の部分だが、城跡の基礎、基本的な構成としてかつては馬場などが存在している場所で、今現在特に天守の周りについては安全面から天守台周辺の立ち入りが制限されているような状態になっている。それらについてもどのような形で対策を取り、一般の観覧者に安全に快適に見学をしていただくためにはどうすればいいのか、その具体的な方法についての検討を行っていく必要があると考えている。

(文化庁 浅野調査官)

質問の仕方が悪かったが、現状と課題は地区ごとに書かれていて、保存については多分地区ごとに保存の在り方が決められると思うが、活用についてはなかなか地区ごとにどうということではなくて、城全体としてどう考えるかというような課題があると思うが、8-1頁から推測できるのは、研究ができていないというお話から、どれぐらいできていなくてこれからの計画で何をやろうとしているのか、社会教育・学校教育についてもあまり連携できていなかったということが現状と課題に書いてあったと思うが、それを課題として改善して取り組んでいくという大元の課題のところをお話していただきたかったというところである。

(事務局)

エリアごとに課題を、となると頁数が多い表になる部分でもあるので、今回は前回の会議の際にそのあたりを踏まえて大綱と基本方針を定めたので、本日は大綱と基本方針をどう現実的にしていくかといったところに事務局としては集中していた部分がある。

(配布資料に不足もあるため) 調査官の質問に一つ一つ詳らかに答えられないところもあるので、また改めて調査官の方に説明させていただければと思うがいかがだろうか。

(文化庁 浅野調査官)

例えば(計画案第5章では)広島城の調査・研究の現状と課題というのがある、そういうものを書いてあると思う。これは先生方から意見をいただいて、研究として足りないのではないかとというのが現状と課題に書いてあって、それをどう解決していくのか、研究については保存の方が良いと思うが、棚橋委員からも社会教育・学校教育の課題があるから図書館等と連携したいというお話だったのかと思うが、学校教育としてどれぐらい広島城のことを事業でやっているのかという現状があって、それを踏まえてこうした方がいいのではないかと先生方の意見があって、それをもって活用の方針を書いていくということになっていて、そういうことから今はどういう課題があるのかということが質問の意味だった。

(事務局)

基本的に現状と課題の中で挙げられる一番大きい課題が、史跡の内外含めて広島城についてここまで分かっている、あるいはここから先は分からないといった、部分についての基礎的な調査研究が全体的に不足気味な状態であることは現状として認識している。それらに対して継続的・計画的に調査研究を進めるという体制がないこと、確保されていないことが課題の大きな部分の一つと考えている。

平成の半ばぐらいまで断続的に広島城跡で発掘調査等を行っていた。前の保存管理計画と整備基本計画を昭和の終わり頃に作ってからそのように進めてきていたが、その後15年くらい計画的な調査等が行われていないという状況にあるので、全く調査をしていないというわけではないが、今回整備をするに当たって調べなければいけない地区があるというのは課題として認識している。

(文化庁 浅野調査官)

今の調査計画については第10章にあるということでそれは結構かと思うが、これから計画的に調査をしていくということが第10章の調査・研究などに書かれるのかと思う。この場合は調査・研究の公開ということなので、これまでの成果をどういうふうに公開をしてきたという現状があって、それに対して何が足りないというような課題があって、この8-1の(1)のようなことになるのかと思う。広島城天守閣でも展示は行っていたと思うが、そういうものについて現状と課題がどこにあるのかというのを簡単に教えていただければと思う。

(広島城 篠原学芸員)

広島城天守閣での調査、あるいはその活用だが、年数回企画展示を実施していて、その中で広島城なら広島城の近代あるいは近世、ちょうど今であれば石垣、個別のテーマに基づいて企画・実施していて、その準備段階で色々調査を進め、その成果を展示として表すという形で進めている。他部署と連携をしてどこまでできているとか、情報の共有化がどこまでできているかというものはケースバイケースで、ある展示であれば複数の博物館と共同して行う、巡回展のような形で行うといった形でできているものもあるが、展示というのはやはり物を並べて見ていただくということで、見学された方以外に何らかの方法で残せるかという図録があるに過ぎない。研究紀要を出しておらず、広島城の職員が他の部署での何か研究紀要に出すというのも、数例を除いて頻繁に行われているわけではないので、そういった面では個別に進んだ部分があったとしても共有化という面で、博物館の展示というものは、図録が出る場合、研究紀要や文字の記録として残すことができる場合を除いては実際に見ていただく以外に共有化する方法がないので、その辺りが蓄積を困難にしている一つの要因かなとは思う。

個別については新しいことが分かるというような進展はあるが、それを今後どういうふうに、例えば新しい博物館においてどういうふうに披露するであるとか披露できないような細かな情報もどういうふうに共有化できるようにしていくのか、あるいはこの史跡広島城跡保存活用計画の中でそういった成果をどのような形で表すことができるかというのはこれから考えていかないといけないとは思いますが、この昭和末～平成初期のものから進展がないというわけではない。

(事務局)

篠原学芸員の方から説明した状況が現状と課題の大きな部分となっていて、それらを体系的に取りまとめ、情報を蓄積していくための体制を構築していかなければいけないというふうに考えている。そのために今年度から着手を始めた石垣カルテやそういった部分の情報の整備と蓄積とそれらの公開について、特に成果を調査報告書やパンフレット、市のホームページなどを通じて積極的に発信していくというのを、方向性として事務局は考えているが、それも含めてより体制を強化していくことを推進する、そのあたりについて整備基本計画の策定において皆様から御意見いただきながら、これはこういう形で進めていったらいいのではないかという御意見や御指導をもとに、確実に蓄積・継承していくための体制を作るよう進めていきたい。

(広島城 篠原学芸員)

補足だが、文献などの面においては、広島県は昭和 50 年代ぐらいを中心に広島県史を刊行している。広島市は 30 年代から 40 年代に新修広島市史を刊行していて、大体そういった自治体史の中で関連する資料が報告されていることが多いが、それ以来史料集を伴うような自治体史があまり出ていないので、その後明らかになった広島城の修

復の記録が載っているとか、広島城の基本的な築城に関するものであるとか、そういう新発見とまでは言わないまでもそういったものが反映された史料集ができていないというふうな現状もある。その辺も調査・研究の不足という面で言うと、具体例のひとつである。

(三浦座長)

計画案第5章のところには多くの情報が入っており、ざっと読んだだけでは分からないところも出てくると思う。

広島城跡というのは近世城郭の中で豊臣政権がほぼ確立した時に築城が始まったので、いわゆる近世城郭の最初の一番立派な城として作られている。ところが毛利氏というのは豊臣政権と一定の距離を置いていたので、天守の構造、石垣の構造、それが豊臣政権下とだいぶ違っていて、それが文禄慶長の役で豊臣政権と共同作業する間に次第に歩み寄って初期の石垣・天守ができています。関ヶ原の戦いの後、福島正則の増築及びその改易事件といった様々な事件があって、普通の城とは思えないようなとんでもない大事件がいっぱいある。しかも近世城郭で一番初期のものであるから色々な遺構が全て全国的に最も重要なもの、現に例えば三の丸で出てきた鯨だが、多分完全品として出てきた鯨では日本全国最古のものである。重要な資料が沢山あるのにもかかわらず、広島城跡に行くとまず本丸御殿の跡に見えるものは明治に作られた大本営跡の痕跡であったりする。これでは広島城跡に来たのではなくて明治の大本営跡に来たことになり、往時の本丸御殿はどうなったのかとなる。

また戦時中には中国軍管区司令部が置かれており、それも戦争近代史としては非常に重要な遺構である。大本営自体も日清戦争の日本史の根幹を示すもののひとつである。

(広島城には) こうした複合遺跡として様々な要素があるため、その要素を来訪者がまとめて見た時に全体の状況が理解しづらいことが現在の課題のひとつであり、そういったことについて細かく書いてあるが、概観してこうであるということがあまり述べられていない。過去発掘調査がいっぱい行われていて報告書もいっぱい出ているが、全ての発掘調査に立ち会ったのは多分私ぐらいしかおらず、過去の色々な成果情報が十分に伝わってない、こうした事象が複合して課題となっており、第5章にも一つひとつの課題は書いてあるが理路整然と整理はできていない。しかしとりあえず書いてあるようには見受けたので、この課題のところについても工夫をし、もう少し分かりやすくまとめを付けるとか、報告書として一目瞭然にできるようにお願いしたい。第5章や今までのところは、他の史跡の委員会等では重複するが一応全部頭からプリントしたものを皆様に提示して議論することとなっているので、それができていないのは座長に責任がある。申し訳ないが御了承いただきたい。第5章については推敲した方が良くと思う。

(文化庁 浅野調査官)

今まで調査報告をあまり公開していなかったもので、ホームページに出すということは

書いてあるが、例えば展示をどうするかという点でも、ずっとそこにはあるわけではないが課題もあって、蓄積という点についても今まで情報が止まっているのではということもある。また素人的に思いつくのは講演会などはやらないのかということや、他にも具体的に書くことがあるのではないかと思った。(2)(3)(4)についても課題があって、それをもって今後どうしていくのかという点については今後教えていただければと思う。

(事務局)

そのように対応させて頂く。

(三浦座長)

その他御意見等はあるだろうか。もしまた後でお気づきのところがあれば戻っても構わないのでお願いしたい。

(中越委員)

城の東側の範囲の中で RCC のある区画、これは史跡の範囲に入っているのだろうか。

(事務局)

RCC の区画は史跡範囲外である。

(三浦座長)

お堀の際までかと思う（堀外側石垣に沿う六尺幅の区域まで）。本来は三の丸跡（の範囲）なので入れるべきなのだろうが、指定時には含まれていない。

(中越委員)

それは特にここでは議論しなくていいのだろうか。

(三浦座長)

（史跡の）追加指定の検討範囲として RCC の区域は無かったと思うが、RCC の北側、三の丸の一番北端のところに石垣、土手等がしっかり残っている。裁判所の裏かと思うが、そこはしっかりとした遺構が残っているが未指定である。その他は本川沿いの櫓台が残っているが、そういったものは追加指定を目指すということでこの報告書に書いてあったかと思う。それを御覧いただきたい。

(中越委員)

建物が新築されるあるいは改築される時に、広島市の場合はやたらに背の高いビルがある。そのことで質問させていただいた。

(三浦座長)

その他いかがだろうか。

では第9章の方に行きたいと思う。事務局から説明をお願いする。

(2) 第9章 整備の基本方針 について

計画素案 第9章「整備の基本方針」について、事務局より説明を行った。

(三浦座長)

ただ今の説明に関して御意見等をいただきたいと思うがいかがだろうか。

(中井委員)

文言についてだが、9-2の植栽整備のところで「石垣や遺構の保存に影響を与えるものや景観を阻害するものなどを取り除き」とあるが、これは取り除いてしまうのだろうか。

(事務局)

こちらについては、対象と取り除かなければいけない理由について状況を報告した上で実施する。該当箇所についても、(今後の)会議の中で「史跡内の植栽を点検したところ、こういった部分に根の侵入が顕著に見られるため、これをこのままにしておくと石垣が崩壊する可能性がある」といった観察所見報告をもとに、保存活用会議に諮った上で対策を取りたいと考えているので、御理解いただければと思う。

(中井委員)

文章表現として、ここは「取り除き」となっているため、全部取り除くというように受け止め方をしてしまう。景観と書いてあるので、例えば剪定で十分対応できたりするだろうし、すべてを取り除くというふうに読めてしまう。「取り除く」という表現については検討していただけたらと感じた。

(事務局)

文章表現については、今先生がおっしゃられた形で修正させて頂く。

(中井委員)

もう一点9-3天守の木造復元に向けた調査検討のところ、これも文言の問題だが、「現天守は現行の耐震基準を満たしていないことなどから、史跡の本質的価値をより高めていく観点から」となっているが、耐震基準を満たしていないから史跡の本質的価値を高め

ていくというわけでは決していないと思う。

(事務局)

ここは言葉が不足しているので、その経緯を補記して直させて頂く。

(三浦座長)

耐震基準を満たしていない、現天守をそのまま維持できないというのは耐用年限に近づいてしまっているというのが一つ。それから鉄筋コンクリート造の建物であるから外観はまだしも内部については(建物の復元展示)ができてないので、本質的価値を高めるためにはコンクリート造の建築だけでは対応が難しい、とこのように色々な点で説明したい。

特に広島城天守というのは日本の天守の中でもし現在残っていたら現存最古の天守である。しかも豊臣政権下の天守と違って、そういう色々な点から再建した場合には広島城としての本質的価値は非常に上がる。その辺のところがしっかりと書いていなくて、耐震基準を満たしていないということだけであると軽い感じがするので、しっかり記載していただきたい。

(中井委員)

今の天守がどちらかというと本質的価値というよりは、今よく使われる「安心・安全」で課題になっていることだろうと思うが、決して耐震基準を満たしていないから(木造復元を行う事によって)本質的価値が上がるわけでは無いと思う。今座長もおっしゃったようにこの辺りはしっかり押さえていかないと本質的価値というのは何なのか、方向性が違って読み取れてしまう。

(今川委員)

広島城の敷地内に生えている木々とか草の中には他に無いものであるとか、歴史上大事なものもあるというふうにおっしゃっていたが、石垣に影響を与えるからという理由で取り除いてもいいのだろうか。

(中越委員)

そういう議論をするときにはどの時点の植栽状態が理想というか原点なのか議論しなければいけないと思う。戦後、緑化が始まって色々なものを植えた時とは歴史状況が違う。

城ができたときにはおそらく松は植えただろうが、他のものはなかったと思う。お城の中で記載等はあるのだろうか。

(広島城 篠原学芸員)

植栽に関する記録については江戸時代の中期以降だと思われるが、城内、本丸の外周部から内側が見透かされるのを防ぐために杉の植樹が確認できると思う。それ以外であれば、城内には本丸御殿があって、それには庭園部を伴っていたので、庭園部には庭の樹木というものがつくものだが具体的な植種までは分かっていない。

(中越委員)

歴史的に大事だということ、その時の杉の子孫であることが分かれば重要であるし、単なる後から埋めた杉であればそれは全然(価値基準が)違うものになる。杉だからいいというのではなく、その時の杉ということが重要である。

(今川委員)

その時は石垣を傷めないことの方が重要なのか、杉を保存することが重要なのか、両天秤にかけるとどうだろうか。

(中越委員)

これについては座長が何度もおっしゃっているように石垣が一番大事である。石垣は劣化するだけで強くはならないが、樹木は大きくなるのが前提で縮小することは無いから、常に樹木の方が影響を与え続ける方になる。そうすると先ほど御指摘があったように取り除くという方法を取ることになる。

また希少種があるかどうかについてだが、現時点で希少種はある。それはタンポポである。県のレッドデータブックを作った時に場所は特定していない。場所は分かっているが公表しないこととしている。

(三浦座長)

日本タンポポは石垣に影響を与えないので除伐する必要はない。広島城跡の本質的価値は石垣がほとんどになっているから、その本質的価値を持つ石垣を毀損する樹木において特に天然記念物や絶滅レッドデータブックに載っているようなものがあればそれについてはその時に議論すれば良い。

基本的には本質的価値を構成する石垣が重要であるから除伐または剪定するということにしている。従ってこれは仮定であるが、特に重要なものと石垣が競合している場合は報告書に記載する。書いていない場合はそういうものはないということで御理解いただきたい。

(事務局)

植栽についてはいずれの城郭においても議論が出ているところかと思う。まず整備基本計画で大きな方向性を示した上で、植生に関する計画を作ることも考えているので、そ

の中で検討していきたいと考えている。

(三浦座長)

保存活用計画では細かいことを書かずに整備基本計画を作る時に植生のところについて詳しく書くことになっている。本質的価値を毀損する樹木等の除伐、もしくは剪定が当然に入ってくるが、もう一つは過去広島城が現役だった頃にあった植生が史料的に正しく特定された場合は、その部分の植生を復旧・復元すること自体も整備の一つである。そういうことが（基礎調査を行い、詳細が）分かってきた時に検討する、というのは整備基本計画で書かれることになると思う。今回報告の章にはそういうことは書いていないということである。

他に御意見等はあるだろうか。

(戸田委員)

二点お願いしたい。

一点目は9-1頁の1保存のための整備についてだが、その第2段落目に「安全性を確保する観点から早期の復旧を目指す」と、これはおそらく来訪者の安全性を確保する観点からというように考えられるが、一方で9-3頁の2の4行目、「来訪者の安全性を確保するとともに遺構の保存に配慮した工法による応急措置を実施する」とあるが、私は9-3の方が妥当かと思う。理由は9-1頁では来訪者の安全性を確保するならば手っ取り早く復旧するというふうに読み取れないこともない。むしろこれは保存のための整備であるから、史跡の本質的価値を保存・継承するには「早期」というよりも「着実な」復旧を目指すとか、恐らく安全性確保と保存・継承とはトレードオフの関係性にあると思う。来訪者の安全性も大事だが、それだけではなく遺構の保存という保存・継承の視点を両方並記されてはどうだろうか。

(三浦座長)

一点ずつお願いしたいと思う。事務局の方から回答をお願いする。

(事務局)

戸田委員から御指摘があった点についてはもっともだと思う。9-3に記載している方が我々の思いなので、若干矛盾する記載であった。9-1の方についてはそれに基づいて修正をさせていただこうと思う。

(三浦座長)

9-3の方も応急措置と書いてあるがこれは災害復旧のためなので、危険を伴うという場合、来訪者の危険には早い安全性確保が必要であるから従って応急措置である。書いて

ることはあまり変わらないと思うが、そのように改めていただければ結構かと思う。
では二点目をお願いします。

(戸田委員)

二点目は、9-3 頁に解説サイン整備というものがある。VR・AR ということで、VR というのは御存知バーチャルリアリティのことかと思う。AR とはオーギュメンティッドリアリティ、拡張現実とかシミュレーションを使って新たなものを加えるということかと思うが必ずしも普及していない。分野によってはしておられる方もいると思うが、一般用語としてパッと入ると何かと思う。よって注釈もしくは別の日本語で仮想現実とか拡張現実を括弧で入れるとか表記が必要ではないか、というふうに感じた。

(事務局)

御指摘のとおり修正させて頂く。

(三浦座長)

他に御意見等はあるだろうか。

(西形委員)

今の御指摘と同じ箇所で文言の問題かもしれないが、「自然災害などにより損傷を受けた際」という点について、生じた場合はもちろんそうだと思うが、やはり整備というのはこういった自然災害による毀損が生じないような保存整備がまず第一にあるべきではないかと思う。そういう立場からの書き方は無いのかと思う。

園路・動線整備、サイン整備が9-2のところにあるが、この中でもやはり園路・動線整備というのは現状の石垣の安定性、あるいは安全性を考慮した上での園路整備をするべきだというような気もする。やはり現状の石垣をどう保存し、かつそれを踏まえた上での整備をどうするかというイメージが必要か、というふうに思う。

(三浦座長)

事務局の方から返答をお願いします。

(事務局)

御指摘の形で文章表現は修正させて頂く。基本的に今ある園路をそのまま復旧するという形を考えているのではなく、史跡の価値をより高めるため、広島城では本来どのような遺構があり、それらをどのような形で理解しやすく屋外展示していくのか、ということを経営の中で検討させていただきながら、園路の切り直し等について検討していく必要があるかと考えている。当然それに先立っては発掘調査をして状況確認をすることが先

なのではとか、あるいは図面などを確認しその指図などをチェックしてこういったものがあるからこれを避けて園路を切り直さなければいけないのではないとか、様々な議論が今後出てくる可能性がある。それらを一足飛ばしに進めるのではなく、一つ一つ着実に進めていきたいのでご理解頂きたい。

(三浦座長)

ちょっと（構成として）分かりにくいかもしれないが、先ほど西形先生がおっしゃった災害被害の復旧のところは、災害や被害が起こった時の対応が書いてあって、全体の遺跡の保存管理についてはこの項目ではないところ（第7章保存管理の方向性と方法）に書いてある。従ってその災害復旧だけは応急措置であるからそこだけ別に考えていただいて、石垣の整備はこうするとか、園路の整備はこうするとか、植栽工事等それぞれ別項目で書いて、もちろんそこに書いてあるのは観覧者がより理解ができる方法、もしくは便利な方法、楽な方法、安全性を確保できる方法、石垣が最初から崩れないようにするため石垣カルテ等も含めて整備をやっていくわけなので、災害復旧のところだけの話で石垣が壊れないようにするというふうに言われなくて、全体的に史跡がちゃんと保全されるような計画として立てている、というように理解していただけるとありがたい。

(中越委員)

今までのお話というのは、史跡が現在まで持っているのは自然災害等に耐えられたからというのが前提で、そのとおり修復すれば大丈夫だという論理かもしれないが、災害、例えばマグニチュードがものすごく高くなっている現況で、その古い石垣が耐えられるかどうかについてのデータは無いかと思う。そういうことのシミュレーションをしてから石垣に水を抜くような施設を新しく付けなくてはいけないとかそういう議論についてはここでは踏み込まないのか。

(三浦座長)

これは活用計画であるので、そういった細かいことは整備基本計画の方で細かく検討させていただく。そこまで書くと整備基本計画と違いがなくなってしまう。

他はいかがだろうか。

(文化庁 浅野調査官)

二点あって、一つ目は参考資料1にも史跡の本質的価値ということで「太田川河口部の地政学的特徴を継承・再構築することにより誕生した」というようなことが書かれている。（史跡）整備とは言いながらも、史跡指定されている範囲だけではなくて広島城全体をどう考えていくか、どう整備していくかということも入れるべきだと考える。文化財保護法で可能な範囲も限られているが、他の都市計画や公園とか色々な中でどういう整備をしていくかという希望があってもいいと思っている。

二つ目は先ほど三浦座長もおっしゃっていたが、この城跡は近世の城という点でも重要であり、その後、軍によって使われたり、原爆の被害を受けているということで、一般のお城とは違う要素があると思う。それについては史跡の本質的価値に直接入れているわけではないので、そういうことを視野に入れた整備に関する記載があっても良いのではないかと感じた。

(三浦座長)

確かに私もそう思う。今の意見をもとに追加されるだろうか。

(事務局)

追加を検討させていただく。

(三浦座長)

今の浅野調査官の意見に基づいて追加を検討すると、追加した場合には皆様方に事務局からまとめた案をもう一度再送させていただくことになると思うので、それで確認していただきたいと思う。

(今川委員)

都市公園の一部としての広島城という話が出たと思うが、私の認識では広島城は都市公園の中では別格なのだろうということで話を聞いていた。例えば都市公園の一部としての広島城ということになるのであれば、解説サイン整備やバリアフリー化というのは他の公園の中で実施することと共通化することも検討すべきかと思う。広島城というのは近世の城跡であるし昔のものでもあるから、バリアフリーは置いておいても良いのではないかという気持ちでいたが、都市公園の一部というのであれば、誰もが使える、誰もが楽しめる場所という認識も必要になってくるかと思う。

他の例になるが、平和記念公園のサイン計画というのは（市内の他の都市公園とは）別扱いになっており、印象的な文字フォントで「原爆ドーム」と書いてある。しかし他のところにいくとゴシック体の読みやすい文字で書いてある。それは平和記念公園が特別であるからそのようにしていると私は思っていたが、この流れで行くと広島城は格式があるから案内も別途のものになるということで思っていた。しかしユニバーサルデザインや都市公園と共通、ということであれば、読みやすいゴシック体の方が分かりやすいかと思った。

(三浦座長)

重要な御指摘ではあるが、この報告書ができた後の整備基本計画で具体的に細かく検討する。そちらで検討して広島城のサイン計画を直すということになれば、そのサイン計

画は整備基本計画だけではなく、しっかりと委員会を作ってデザインや設置の大きさや内容を審議し、適切に統一してユニバーサルデザインや色々なことを全部考えてやることになるので、ゆくゆく委員の御指摘は必要になってくるが、今回はその始まりを検討するものだと思っただけだと思います。もちろん広島城跡は都市公園で、だいたいの日本の史跡、特に城郭については都市公園と重複しているので、うまく調和をしていくようなことが書いてあればいいと思う。これについてその他意見等はあるだろうか。

開始から1時間ほど経ったので、第9章までは議論したが、残り第11章があるということで、ここで10分程度休憩させていただきたいと思う。

～10分休憩～

(三浦座長)

先ほどまで第9章について検討していただいたが、これについて他に御意見等はあるだろうか。

(事務局)

先ほど今川委員からバリアフリーの話が出たが、バリアフリーに関しては第9章の9-4の一番後ろに「バリアフリーの整備」ということで、各種整備の実施に際しては、その計画をバリアフリー・ユニバーサルデザインの観点を含めて検討するというふうに記載しており、これは全ての整備に当てはまる場所である。公共の施設なのでたとえ史跡であってもバリアフリーは必ずやっていかなければいけないものだと考えている。記載順からあまり目立たないようなので、一番上の項目の中に追加記載を検討する必要があると認識しているため補足させて頂いた。

(三浦座長)

他はいかがだろうか。

無いようであれば、続いて第11章の説明を事務局の方から願います。

(3) 第11章 運営体制の整備の方向性と方法 について

計画素案 第11章「運営体制の整備の方向性と方法」について、事務局より説明を行った。

(三浦座長)

ただいまの説明に関して御意見等あるだろうか。

(三宅委員)

質問になるが、体制や模式図も含めて、この史跡広島城跡保存活用会議とそれから専門部会というものがあると思うが、その専門部会というのがこの模式図の活用会議の下にある。三つというふうに考えていいのかそうではないのかということと、この保存活用会議とこの専門部会の関係だが、それぞれ別個に並立をしている関係なのか、報告・確認・指示とあるように上下の関係になっているのか、そのあたりを教えていただきたい。

(事務局)

まず「石垣部会」や「広島城天守の復元等に関する検討会議」の位置付けだが、「石垣部会」については要綱に定めているように活用会議の部会ということになっている。

「広島城天守の復元等に関する検討会議」についても活用会議の意見を受けて、その内容について技術的な検討を行うということになるので、内容・位置付けについては部会と同じということで表現している。要綱については「石垣部会」「天守部会」、「埋蔵文化財部会」というふうに記載をしているので、現状ではそのように考えている。

(三宅委員)

「石垣部会」が専門部会で、「広島城天守の復元等に関する検討会議」についてはそうではない、というような説明にも聞こえたがいかがだろうか。

(事務局)

(保存活用会議の設置) 要綱上に記載はされていないが、その内容としては石垣部会と同様に、検討、保存活用会議の諮問、依頼を受けて技術的な調査を行う会ということで、部会等というふうにさせてもらっている。

(三宅委員)

模式図にあるように、報告・確認・指示というような上下の関係にあるということか。

(事務局)

そういう認識になる。

(三宅委員)

少し気になったのは、参考資料として二つの会議のことが書いてあると思うが、これは今後も活用会議の場できちんと報告をされるということだろうか。文章では別個に動いているように見えなくもないので、その関係が分かるように書かれた方が良いかと思う。また上下の関係にあるのであれば、動くかというのが少し曖昧に感じたので、その辺を整理していただきたい。

(事務局)

記載については調整をさせていただこうと思う。報告については、この後、その他という項目の中で、先月行った会議について報告させていただこうと考えている。今後もどのような調査をしているか、逐次こちらの会議で報告をさせていただこうと思っている。

(三宅委員)

そうすると(会議の位置付けとしては)その他ではないような気もするが、ひとまず了解した。

(戸田委員)

二点あるがよろしいだろうか。一点ずつ申し上げる。

一点目は文言の問題だが、運営・体制の整備とあるが、体制の整備は分かるが運営の整備とは言わないと思う。本文を見ると全て体制の整備についてで、運営が使われる場合は「・」が入っていない。このままでいいか。例えば「運営方法の整備」とか「運営基準の整備」とは表現するが、運営の整備とは表現しないのではないだろうか。

(文化庁 浅野調査官)

これは文化庁の方で示した指針に基づいて作っていただいている、広島市さんが悪いわけではない。確かに先生のおっしゃることもそのとおりかと思うので、こちらの問題として持ち帰らせていただきたい。

(戸田委員)

(日本語表現として)しっくりいかなかったところがあるのでよろしくお願いいたします。

(三浦座長)

運営自体を整備すると、いうふうに取れば別にそう違和感はないとも感じるが。

(戸田委員)

文章の中身は体制の整備についてである。

(三浦座長)

それは運営の事について言及していないだけかと思うので、記載内容の不足かと思う。

この運営・体制の整備については特に問題があるとは思わないので、変えてしまうとややこしいことが起こると思うからこのままにしておいていただきたい。

(戸田委員)

しっくりいかないところがあるが、一応上位の計画でこういうふうの評価されていると、恐らく大綱の運営体制の基本方針があるが、ここからきているのかと思う。そのままスライドしているものと受け取った。

(三浦座長)

基本的には報告書の中で表現が不統一になるのはまずいので、そうならないようにはしていただきたい。

(戸田委員)

第8章、第9章においては方向性と方法がうまく書かれていると思う。しかし第11章(の第1節方向性は)要約されていると思う。第2節の内容とほとんど変わらないため、方向性としての記述追加が必要でないかと。第2節は方向性を具現化するための方法としてよく書かれているから、第1節をもう少し方向性というような文章で書かれる方が良いのではないかと思った。

(事務局)

第8章、第9章、第11章で記載の内容が違うので、なかなか要約以外で方向性を示すのが難しく、具体的なことを書いてそれが方向性になってしまうことで文章が長くなってしまっていた点もある。

(戸田委員)

一つのやり方として第6章の大綱と基本方針があるが、その基本方針と第2節の具体的な方法の記述を簡略化して第1節を書き上げるという方法はあるかと思う。一度検討していただきたい。

(事務局)

御助言をいただいたので、それを踏まえて直していくか検討していきたい。

(三浦座長)

個人的にはこれでも構わないと思うが、検討するという事でお願いしたい。
他にいかがだろうか。

(文化庁 浅野調査官)

11-3で市民や関係団体等とされているが、具体的にどういう団体があるのか教えていただきたい。史跡であれば愛護団体等もあるかと思う。

(事務局)

現状広島城跡に深く関わっている団体というのがそこまでないと思うが、当然指定管理者や事業者が関わっているので、当面はそれを指している表現となっている。

(今川委員)

案内ガイドが見られるが、あの方々は史跡とは無関係なのだろうか。

(広島城 篠原学芸員)

広島城でガイドをされている方の登録という話が出たので登録という言葉だけでお答えすると、広島市の観光ボランティアガイド協会という組織が、市の観光コンベンションビューローの参加でそういうボランティアグループとして登録され、その上で活動されているというのが一つ。もう一つは広島城を含めた公益財団法人広島市文化財団の博物館施設、その中でも歴史系の博物館、発掘調査をしている部門が合同で立ち上げたボランティアグループという組織があり、そこに登録されている方もガイドをされている。

実は普通団体として市内でボランティアガイドグループが活動されており、それはホームページ等で募集というか希望があった場合には現地で活動をされている。このような団体が4団体程あると思われるが、財団で登録されている団体は博物館側でもその活動内容や博物館と共同事業を行ったりしている関係上、内容は把握できているが、その他の団体は把握が十分ではない。登録しているか、登録していないか、という意味でいうと(何らかの)登録はされている。

(事務局)

必要に応じて皆さんとも協力していければと考えている。

(文化庁 浅野調査官)

そういうことであれば運営のところに書く必要はないと思うが、そういう方々に最新の情報をお伝えするような場を設ける、というのを活用に入れておいた方がいいのではないかというふうに思う。

(今川委員)

ガイド教育という観点のことか。

(文化庁 浅野調査官)

教育というか情報共有を図るイメージかと思う。

(三浦座長)

他のところでもボランティアガイドの方達だけを集めて講演会をやる。この城の本質

的価値がどうであるか、どういう点が大事か。そういうボランティアガイド自体に対する講演会を広島市としては実施していないが、ボランティアガイドの協会自体は別に独自に実施している。今後広島市の方でも、そういったものに対して積極的に加わった方がよろしいのではないかと思う。

(事務局)

11-2の(3)市民等との協働というところで、ボランティアという表現の記載はしていないが、市民に史跡の理解や保存・活用への機運を醸成して協働体制の構築について検討を行うというふうに記載をしているので、そういった思いはある。

(中越委員)

11-3に図があるが、石垣部会の話や私が感心したのは庁内関係部署が全部書いてあるということである。そしてこの連携というところに教育機関、研究機関、学識経験者というのがあるが、この中にはいわゆる学術団体というような、学会の中に出てくるような委員会のような下部組織的なものは含まれるのだろうか。

(三浦座長)

この図は例として挙げてあるが、教育機関、研究機関、学識経験者の専門家などが入っているから全部まとめて入っていると思う。そういうふうに理解していただいて良いかと思う。

(事務局)

三浦座長に代弁頂いたが、幅広く学識経験者も含めて色々と御意見を頂きながら進めていきたい、ということで連携という形に記載をしている。

三浦座長

私の方から一言申し上げておくと、11-2の(2)の下から3行目だが、「本市はその指導・助言」と書いてあるが、この保存活用会議は審議会ではないので、指導・助言ではなく意見・助言くらいに直した方が良いと思う。

(事務局)

修正させて頂く。

(内田委員)

11-2の一番上のところ整備の全体計画と外部からの指導助言というタイトルで書かれているところだが、この章全体の“整備”と言っているのは基本的に運営体制の整備の意味で整備を使っていると思う。しかしこの11-2の(2)のところに出てくる“整備”は

いわゆる物理的な整備の話になっているので、そこが明確になるようにしていただきたい。

整備全体計画と言っているのは、基本計画や全体的なプラン、平面的な計画みたいなことを全体計画と呼んでいるが、全体計画というのがここで出てくるのは少し違和感がある。具体的な整備の計画については、という表現になればその後の文章との繋がりはいいいというふうに感じている。

(事務局)

整備の全体計画についての御指摘に対してお答えさせていただく。文章の趣旨としては内田委員がおっしゃられていることで間違いはないが、整備の全体計画とあえてここで書いていたのが、文化庁の方で整備の全体計画の中で一つ一つの整備を検討しなさいというふうなことがあったので、あえてということではないがそこで書かせていただいたということで内田委員の御指摘に従って修正を考えている。

(内田委員)

11-3に図が出ているが、この図では(1)市内部の体制整備ということで述べていて、(3)で市民等との協働というところは緑で示される矢印の右側の市民、関係団体も含まれると思うが、市内部のことになるのか、或いは関係団体と交差するところなのか分からないが、研究をもう少し前面に出せないのかというふうに思った。

やはり広島城の保存や活用の基本的なもの、考えというのは研究によって見えてくるというところがあるかと思う。現在は文化振興課の方で諸々のことをされていて、発掘調査もこちらでされていて、その流れで研究等も当然されているかと思うが、この第11章の運営体制の中で研究というものをもう少し市内部で、或いは外との関係を密接にしながら研究という側面を位置付けて発展させるようなことはできないものかというふうに感じている。

(事務局)

今御指摘があった研究についてだが、市内部としては文化振興課のやるべきことの箇条書きの二つ目に調査・研究というふうに書かせていただいている。外部との調査研究の連携については、今具体的にがあるのは広島市文化財団、こちらに発掘調査を行う部門があるので、そちらとの連携についても当然考慮している。ただ具体的に今ここで何をする、というところまで書くような箇所ではないため、名前だけを出している状況である。

(内田委員)

お答えに関しては承知した。

どうにか人的な面も含めて調査研究ができる体制をこの課の中でやっていけるということであればそれでいいと思うが、そのために人数もそれなりに必要かと思う。そのあた

りについてはいかがだろうか。

(事務局)

現状十分とは思っておらず、なかなかこうやるというのは人員の関係なので言及しづらいが、体制強化に取り組んでいきたい、というふうに思っている。

(三浦座長)

この章は体制強化をすることを示すものであって、その結果、目的として研究・調査というものを一項目にして挙げてある。今後整備基本計画等で話が進んでいくと専門の職員を置くというような具体的な話になるかと思う。今の段階ではそこまでは踏み込めないようなところである。

(県教委 西隅主任)

11-3の模式図だが、前回事前に資料提供いただいたものと見比べていて、先生方の御意見でこの活用会議と各部会の関係性という話もあったので、先ほど御説明があったように要綱に基づく専門部会みたいなことがあると、この活用計画を基に色々な関係者が見て動いて誰が見ても分かるような位置付けになるのかなと思った。また前回は指定管理者、維持管理される民間事業者の位置付けも表に書いてあったり、市内部の取組のところでもあったりしたのでその辺が今回色々な検討をされた結果簡略化されているのかなと思ったが、今後、整備基本計画で具体的な関わりを詰めていくことを考えるとこの模式図にも表したり、例えば第2節(3)の市民等との協働と保存・継承、その他の取組、民間事業者との関わりについても触れても良いかと思った。

(事務局)

運営・体制の現状と課題という項目ではないが、現状と課題の中にその運営・体制の話についても記載しているかと思う。

(事務局)

専門部会という表現についてだが、こちらは先ほど申し上げたように要綱上の専門部会とそうでないものが混ざっていたので、これは正確性を欠くということでいったん落とさせていただいた。ただ御指摘のように分かりにくいということであれば、専門部会等というような表現も考えようと思うのでまた調整したい。

民間事業者については若干位置付けが難しいところもあった。元々作っていた表では市民が一番下の隅にあったが、それはどうかということもあったので、順番を変え、市民を上にし、関係団体等の中に、指定管理者や民間事業者をいったん入れさせていただいている。これがもし分かりにくいということであれば、関係団体等の中に括弧をしていれる。

ただそうすると限定されてしまうのでなかなか難しいと思うがいかがだろうか。

(県教委 西隅主任)

色々検討された結果かと思うが、一意見としてお話しさせていただいた。

(三浦座長)

他はいかがだろうか。

では本会議における議事は以上として、続いて「その他」について事務局の方から説明をお願いする。

(4) その他 について

(事務局)

それでは説明をさせていただく。先ほど触れたが、先月「石垣部会」と「広島城天守の復元に関する検討会議」を開催したので、それぞれ担当から報告させていただく。参考資料3を御覧いただきたい。まずは「石垣部会」について報告する。

資料3は11月29日に開催した石垣部会の資料をそのまま再録している。この石垣部会については第1回の部会であり、三浦座長や西形委員を始めとする5名の委員に御参加いただいた。部会では今年度から作成に着手する石垣カルテについて、広島城跡の特徴や必要な観察項目等について御意見をいただいたところである。この石垣部会での御意見を踏まえ、今年度の石垣等調査計測業務の中で文化庁が監修した『石垣整備の手引き』の観察項目を基本とし、史跡広島城跡の石垣の特徴を把握・記録する追加の観察項目を加えた作業マニュアルを作成しようと思っている。このマニュアルを今後の石垣カルテ作成業務に活用する予定である。石垣部会についての報告は以上である。

(三浦座長)

続いて「広島城天守の復元等に関する検討会議」について報告をお願いする。

(事務局)

続いて「広島城天守の復元等に関する検討会議」について、広島城活性化担当から報告をさせていただく。参考資料4を御覧いただきたい。去る11月30日に第1回検討会議を開催させていただいた。その内容について報告させていただく。

日時は資料のとおりで、今回は初回ということで開催要綱等の確認、座長選任を行った後、広島城天守に関する基本的な情報について確認した上で、史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準を踏まえた検討内容について確認を行っていただいた。具体的な内容について、時間が許すようであれば説明させていただきたい。

この度の検討は、広島城天守の木造復元の実現可能性を高めるために行うものであって、文化庁の基準を踏まえて様々な技術的課題について基礎的な検討を行う事を目的とする。

(1)の主な検討内容に沿って順に説明する。

ア.基本的条件の整理については、現在の天守の解体及び天守群の復元に伴う影響が想定される天守台の範囲について石垣遺構等の文化財の現状整理を行い、またその現状を踏まえ、想定される文化財への影響についての整理を行うこととする。

イ.必要な調査内容の検討については、この復元等に当たって必要となる調査は何かあるか、またその内容や方法について検討を行うということである。

ウ.は飛ばし、エ.を御覧いただきたい。文化財の保存に係る検討ということで、復元等に伴う文化財の保存に関する課題の整理を行うとともに、文化財の保存に関する方針の検討を行うこととしている。

オ.現天守の解体に関する検討だが、現天守がこれまで果たしてきた役割や課題など現天守の評価を行った上で、解体の範囲の検討解体に係る施工条件の整理、具体的な工法、仮設計画の検討、工程、概算費用の検討などを行うものである。

カ.天守群の復元等の関する検討は、まず耐震改修など木造復元以外の整備手法との比較衡量を行うこととしている。次に天守群の位置・規模・造形式・材料・工法等の検討や復元等の蓋然性の考証を行い、その上で施工条件の整理、具体的な構造、基礎地盤対策を含む工法、仮設計画及び使用木材の樹種や調達方法などの検討を行うこととしている。さらに、建築基準法、消防法、バリアフリー法など関係法令の対応や防災上の安全性の確保の検討を行っており、バリアフリーについては先ほども御意見があったが、復元等における高い蓋然性を保ちつつ、できるだけ多くの方々にその復元等を通して史跡広島城跡の本質的価値を感じ取っていただけるよう丁寧に検討していきたいと考えている。次に、復元等に要する工程及び概算費用のほか、中長期的な改修工事費用、維持管理費用の検討を行い、現天守の解体及び天守の復元等の過程に係る活用や復元と、後の活用管理について方針や方法の検討を行うというものである。

(2)の検討の進め方のイメージについては、後程御覧いただければと思う。本年度から7年度までの3か年をかけて一定の整理を行う予定としている。

(三浦座長)

石垣部会及び天守会議に関する報告について御意見、御質問等はあるだろうか。

(中井委員)

石垣カルテの方が行けなくて申し訳なかったが、ここで具体的に留意すべき特徴であるとかカルテの具体的な内容が入っているが、実質的にそのカルテはいつ頃から実施されるかというような予定は決まっているのだろうか。

(事務局)

今年度業者選定をしており、今年度から開始をしようとしている。開始するにあたって、どういうふうな形でどこまで記録すればいいのか、というところを定めることも業務内容に含めており、先月実施した会議結果を踏まえてマニュアルを作成する、並行してカルテの作成も取り掛かるということで、一部ではあるが進行中である。

(中井委員)

全体的にどのくらいかけて全体のカルテを作るというのは分かっているのだろうか。

(事務局)

事業としては複数年度としておらず、単年度ごとに予算要求していくという形としている。事業の進捗等があるので何年で終わるかということを現段階で申し上げることはできないが、長期に渡るという認識でいる。

(三浦座長)

既に天守近くの石垣に付いている苔等を除去する作業が、前回会議の時点で始まっていた。広島城の天守台石垣は非常に特殊な石垣で、石垣整備のカルテの手引きに書いてあるとおりでは観察内容が不足してしまうので、広島城の石垣の特性に合わせて追加項目をかなり入れており、それにより綿密に石垣について調査をしようということになっている。日本全国で行われている石垣カルテ作成と比べると、はるかに高度なものができるだろうと期待をしている。

(鈴木委員)

たいしたことではないが、石垣部会の日時が 29 日（火）になっている。これは（水）ではないか。

(事務局)

これはミスである。修正する。

(中越委員)

安佐北区にある中小田古墳群という古墳があって、その整備について数年前から委員会を開いたりしているが、二つあって、一つはたくさんのプロジェクトがあって、予算として単年度も含めて予算はそんなに割けるものだろうか。

(事務局)

中小田古墳群については今年度から測量に入っており、それは文化庁の補助金もいた

だいて実施している。当然我々の自主財源と、さらに補助金を含めた事業の実施を考えている。

(中越委員)

文理大学の旧医学部 1 号館の調査についてはどうか。

(事務局)

それは現状では文化財指定されていない。

(中越委員)

今担当課では職員が何人いるだろうか。

(事務局)

文化財担当は、私を入れて 9 名である。

(中越委員)

その人数でこれだけのことをしなければいけないというのは大変なことかと思う。

(三浦座長)

体制づくりをしていかなくていけないと思う。

(事務局)

大丈夫とは申し上げにくいですが、一朝一夕に人だけを増やしても経験不足とかの問題もあるため、長期的な計画で体制強化をしていきたいと考えている。

(中井委員)

本日その他の項目で、石垣カルテと天守の復元についての報告を受けたが、先ほどの保存活用計画の 11-2 に「今後、整備検討の進展に伴い～専門部会等において整理・検討し、その報告を受けた史跡広島城跡保存活用会議においてその実施の方向性と方針検討を行う。」とある。今日の報告を受けて、実際問題ここでの検討というのはこの会議ではしないということだろうか。

(事務局)

今回については、内容が、お伝えすることで足りるものということで、その他の中でご報告するに留めている。もちろん各部会等で一定の成果が出て、それを親会議である保存活用会議の方に諮るという段階になれば議題として挙げ検討していただくことになる。

今回はこういう状況であるため、報告という形とした。

(中井委員)

木造復元（の検討そのもの）が、ここで揉まなくていいような内容なのだろうか。

(事務局)

木造復元については、保存活用会議で検討する必要がある。それは今回の文章の中でも記載をさせていただいている。先ほど申し上げたのはこういう会議を立ち上げた、このような検討を行うという趣旨なので、今回それについて積極的に議論いただく性質のものではないということで報告としている。意見がいただけるのであればお伺いさせていただく。

(三浦座長)

この会議（保存活用会議）において木造復元をする、という決定はしていない。

(中井委員)

テレビでやっていた。木造復元は日本初であるというような。

それというのは部会というか、親会議を経て（決定する）という、要するに何も知らない間にテレビで見えて、今座長がおっしゃるように決まってもいいことかと思うが、テレビで勝手に彼らが復元を初めてかのように話をしだした時に、この活用会議に入っている本人が知らずに、部会で決めたことだけがマスコミに出るというのは手順的にどうなのかということを問いたい。

(三浦座長)

それは非常に重要なことで、通常は親会議で部会から上がってきたものを決定するのであって、勝手に報道機関へ話すことは厳に慎まなくてはならないと私は思っている。他都市の事例でも、下の部会が勝手に変なことを言って揉めているようなこともあるので、マスコミへの公表についてはこの会議で決定したものだけを公表する、そのようにしていただきたい。

(事務局)

報道機関がどのように報道するか、というのをコントロールするのは当然難しいことであり、会議自体も、石垣部会や天守会議も公開としているように、部会だから非公開でやっているというわけでは無い。ただ、委員のご指摘はその通りだと思うので、報道等への説明にあたっては、それらを留意して必ず伝えるようにしようと思う。

(三浦座長)

それは重々お願いしたい。それを間違えると本末転倒で、本来議決権、決定権が無い部会が勝手に議決したようなことになったら非常に困る。それだけは十分注意していただきたい。会議自体は公開しているから、その内容をマスコミが聞いて天守の再建が近づいたと報道するのはしようがないかもしれないが、あくまでもこの会議でまだ木造復元するということは決定していない。それが正式見解であるので、今後どのように整備して、広島城跡にとって最良の整備があつて、この中にも書いたように木造復元だけではなくて色々比較検討した結果どうするかを決めることが、本来この計画策定の趣旨であり、それだけは事実である。マスコミは民主主義であるから意見を公表するかもしれないが、こういう時には広島市が決定したと書いていただいては困る。

(事務局)

それについては特に注意していきたいと思う。

(三浦座長)

他はいかがだろうか。特に無ければ本日の議事は終了としたい。

(事務局)

委員の皆様長時間にわたる審議に感謝する。三浦座長においては、円滑な進行に御尽力いただき誠に感謝する。最後に今後の流れについて説明させていただく。

本日の会議をもって保存活用計画の全ての章について御議論いただいたので、事務局でこれまでの会議での御意見を踏まえ、全ての章の修正、整理を現在行っているが、これを進めていきたいと考えている。さらに各章に記載された施策の実施時期等について表形式で取りまとめた第12章「施策の実施計画の策定と経過観察」、こちらを加えて来年1月中旬を目途に保存活用計画素案として全体を皆様にお送りさせていただく。ページが多くて大変恐縮だが、計画全体を御覧いただいた上で御意見をお寄せいただくようお願いする。その御意見も反映し、さらに表や図版写真などを追加して、体裁を整えたものを保存活用計画案とする予定である。

次回の会議はその後となるが、具体的な開催時期については改めて連絡をさせていただく。引き続き、委員の皆様には御協力をよろしくお願いする。

以上